

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成27年 5月29日
【会社名】	株式会社北の達人コーポレーション
【英訳名】	Kitanotatsujin Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 勝寿
【本店の所在の場所】	札幌市北区北七条西一丁目 1 番地 2
【電話番号】	011-757-5567 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部長 清水 重厚
【最寄りの連絡場所】	札幌市北区北七条西一丁目 1 番地 2
【電話番号】	011-757-5567 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部長 清水 重厚
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) 証券会員制法人札幌証券取引所 ( 札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1 )

## 1【提出理由】

平成27年5月28日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金9円50銭

第2号議案 定款一部変更の件  
定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示しております。)

旧定款	新定款
<p>第26条（取締役の責任免除）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第26条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第33条（監査役の責任免除）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第33条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件  
取締役として、木下勝寿、堀川麻子、清水重厚、杉山央、高岡幸生の5氏を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件  
監査役として、布田三宥、甚野章吾、小林隆一の3氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	40,934	83	0	(注)1	可決(98.56%)
第2号議案	40,952	65	0	(注)2	可決(98.60%)
第3号議案				(注)3	
木下 勝寿	40,930	87	0		可決(98.55%)
堀川 麻子	40,934	83	0		可決(98.56%)
清水 重厚	40,934	83	0		可決(98.56%)
杉山 央	40,929	88	0		可決(98.55%)
高岡 幸生	40,920	97	0		可決(98.52%)
第4号議案				(注)3	
布田 三宥	40,945	88	0		可決(98.55%)
甚野 章吾	40,950	83	0		可決(98.56%)
小林 隆一	40,934	99	0		可決(98.52%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上